

議会基本条例の点検・検証制度の改正案について

＜朱書箇所：第6回全員協議会資料（R6.6.28開催）修正＞

1 現 状

- (1) 議会基本条例を確認する定期的な機会となっている。
- (2) 自己評価の目的が議会基本条例の確認という手法になっている。
- (3) 自己評価＝議会基本条例に沿った自己行動評価となっている。
- (4) 評価の主語（本人・委員会・議会）が混在し、回答に苦慮する。
- (5) 自己評価結果が議会活動に反映されている実感が乏しい。

2 目 標

- (1) 自己評価は「議会基本条例の確認」ではなく、「条例改正を前提とした点検」の視点で取り組むことを目標とする。
- (2) 評価結果を次年度の主要事業等（活性化策。抽出事業）へ反映することを目標とする。
- (3) 自己評価に係る議員アンケート結果を尊重し、シンプル（簡潔明瞭）な体裁に改正することを目標とする。

3 改正のポイント

- (1) 評価項目は、①条文に従いこれまでどおり取り組む、②改善・拡充に向け新たな取り組みを検討、③今回の検証をもとに条文を改正、④条文の表現や字句を整理、⑤その他、及び記述評価の2種類とする。
- (2) 評価の方法は、①～⑤までのいずれかにチェックを入れ、②～⑤にチェックした場合には具体的な案や意見を記述する形式とする。
- (3) 評価時期は1月とし、次年度（次期）への継続性（サイクル）を担保する仕組みとする。
- (4) これまで評価していなかった条文（自己行動評価に馴染まない条文）についても、条例の点検・検証という視点から評価することとする。

4 特記事項

- (1) 毎年、制度の点検を重ねながら、より効果を発揮する議会基本条例の点検・検証制度の実現に努める。
- (2) 議会基本条例等関係例規については、必要に応じて適宜改正する。

5 今後のスケジュール（案）

- ・ 12月13日（金） 第21回議会運営委員会で協議・決定
- ・ 12月20日（金） 第15回全員協議会で協議・共通認識
- ・ ～12月27日（金） 全議員に自己評価実施通知発出
- ・ 令和7年1月10日（金） 提出期日（自主研修強化期間中に実施）
- ・ 1月20日（月） 分析結果共有（議会運営委員会）
- ・ 1月30日（木） 分析結果共有（全員協議会）
第3回モニター会議で報告
- ・ 2月15日（土） 令和6年度議会報告と町民との意見交換会